

月刊

地域保健

● 第2特集

● 第1特集

ホームレスの健康支援 大人のひきこもり

●CBPRとは何か 『新連載』
CBPRを地域保健活動に活用する



JURI 2007 FEBRUARY

● 武田康久さん

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室長

● ICFFを保健師活動に
「活動」と「参加」の
評価方法

2007. 2

FACE
2007

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室長

武田康久さん



がん対策基本法成立は
工。ボックメー キングな出来事。
急展開をみせるがん対策に注目を。

photo : Sei Kamiyasu

がんに関する情報格差・地域格差は深刻で、「がん難民」という言葉まで生まれました。一方、2006年6月には「がん対策基本法」が成立、同年11月からは患者・家族も含めた意見交換会が開催されるなど、がん対策は猛スピードで進行中です。4月の基本法施行に先立ち、厚生労働省のがん対策推進室長にお話を伺いました。

がん対策について 総合的な調整機能を持つ 「がん対策推進室」

—がん対策のあゆみと、がん対策推進室が設置された経緯について簡単に説明をお願いします。

1962年に、がん医療の拠点として国立がんセンターが設置されて以来、国では胃集団検診車の整備・運営の補助、子宮がん検診事業などを実行きました。がんが脳卒中を抜き、死亡原因の第1位になつたのは81年のことで、3年後の84年には「対がん10カ年総合

戦略」がスタートしています。この年にはまた、老人保健事業として、がん検診が実施されるようになりました。2004年からは「第3次対がん総合戦略」がスタートし、基礎研究の成果を予防や臨床へつなげていくいわゆる橋渡し研究や政策科学的研究の推進（がん研究の推進）、がんの有効な予防法の確立・知識の普及やがん検診等による早期発見・早期治療（がん予防の推進）、全国どこでも標準的ながん医療が受けられる体制整備やがん患者等のQOLの向上（がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備）など、幅広い施策を展開しています。

患者の声を施策の 基本的な計画に反映する 「がん対策推進協議会」

—06年6月に「がん対策基本法」が



たけだ・やすひさ
1990年新潟大学医学部卒。同大学付属病院内科等に勤務の後、新潟大学大学院医学研究科博士課程修了、医学博士。2005年8月山梨大学医学部助教授から厚生労働省へ。健康局総務課生活習慣病対策室室長補佐を経て、2006年4月より現職。

住民の健康を守るのが保健師の仕事ですが、住民票を持たない「住民」もまた存在します。ホームレスといわれる人々は、平成15年の実態調査で全国に約2万5000人いるとされています。格差社会が取りざたされる昨今、さらにその枠外にさえ置かれかねない彼らの健康支援についてまとめました。

p22

軌道に乗り始めた ホームレス支援

取材・文 編集部



p32

ホームレス向け 健康相談所を開設

取材・文 編集部



p38

大都市の ホームレスと 結核対策

取材・文 編集部



台東
保健所

第1特集

ホームレスの 健康支援

p8

ホームレス支援と 行政の役割

愛知県立大学文学部社会福祉学科講師
藤田博仁



p16

ホームレスの 健康実態について

大阪府立大学人間社会学部教授
黒田研二



ホームレス支援と行政の役割

愛知県立大学文学部
社会福祉学科講師
藤田博仁



ふじた・ひろひと／1972年明治学院大学社会学部卒業後、東京都民生局、新宿区役所勤務。1998年東洋大学大学院社会学研究科福祉社会システム専攻修士課程修了。2006年中部学院大学大学院博士後期課程満期退学。2000年から現職。社会福祉学専攻。

1 ホームレス問題とは

ホームレス問題を語る前に、ホームレスについて定義しておきます。しかし、定義自体も社会的、文化的、歴史的な文脈の中で異なり、簡単に述べることはできません。そのため、2002年8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(法律105号)に従い、法律上の定義を紹介します。

ホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」(第2条)と定義しています。しかし、欧米では、慣習的に暮らす住居の確保に欠け、不安定な居住環境にある者をすべてホームレスとみなしています。わが国でいうところの飯場、簡易宿泊所(ドヤ)、保護施設等の不安定な居

住環境で暮らす人たちも当然この定義に含まれることになります。定義の違いは対策の違いとも関係します。

それではホームレス問題とは何かですが、その際重要なことは、問題の主体は誰かということです。ホームレスに対する印象として「汚い」「危険」「不気味」「怠け者」「くず」といった差別的な表現が使用されますが、このような見方を中心とした場合、問題の主体がホームレスから市民に移行してしまいます。つまりホームレス問題とは、市民の生活環境に不当に侵入し、市民生活を脅かす問題であり、対策の中心はホームレスから市民を守るという不思議な現象が起きてします。

06年11月、愛知県岡崎市で中学生を含む4人が起こした「ホームレス襲撃事件」の加害者たちは「ホームレスなら勝てると思った」「暴行で死んでもかまわないと思った」といった供述内

容が報道(朝日新聞06年12月29日朝刊)されていましたが、このような内容は、先に挙げたホームレスに対するイメージの延長線上にあるといえます。

ホームレス問題とは、決してホームレスから市民の生活を守ることではなく、常に生命の危機に脅え、最低限の生活が奪われたホームレス自身の問題であり、このような状態を放置してきた社会そのものに問題の所在があることを確認しておく必要があります。

2 90年代のホームレス対策

ホームレス問題は時代を超えて、形や呼び方を変え、いつの時代にも存在していたことは周知の事実です。しかし、ここでは2000年を境に90年代のホームレス対策とそれ以降のホームレス対策の違いをつまびらかにしておきた

いと思います。なぜならば、ホームレスが都市の公共空間に大量に出現するようになつたのは90年代半ば以降でしたし、国がホームレス対策に直接乗り出したのは00年以降だったからです。90年代に大都市部から徐々に他の都市へ広がりを見せ始めたホームレスは、03年の全国調査では47都道府県すべてで確認されるほどになりました。背景にはバブル経済の破綻とその後の産業構造の転換があります。具体的には、公共事業の縮小、企業倒産・リストラ、産業の移転、技術革新等が挙げられます。産業構造の大転換は、不安定就労層や単純労働に従事する労働者等を直撃し、職や住居を失い野宿生活を余儀なくされる高齢者を大量に生みました。

このような状況に対し、90年代のホームレス対策は、急激な増加に対する戸惑いを背景に各自治体が個別に対応するのみで、野宿生活からの脱出と地